

## 上尾市住民監査請求監査に伴う証拠の提出及び陳述等の取扱基準

平成27年2月27日 監査委員決定

令和元年10月31日 監査委員決定

令和3年7月30日 監査委員決定

(趣旨)

第1条 この基準は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第7項及び第8項の規定により実施する住民監査請求監査に伴う証拠の提出及び陳述等について、上尾市監査委員に関する条例（昭和39年上尾市条例第35号）第11条の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(証拠の提出)

第2条 請求人による新たな証拠の提出は、陳述の期日（以下「陳述日」という。）を期限とする。

(請求人の陳述)

第3条 監査委員は、請求を受理すると決定したとき、請求人に陳述の機会を与えるため、陳述日を指定し、請求人に通知するものとする。

- 2 陳述は、請求人又はその代理人（以下「請求人等」という。）に行わせるものとする。ただし、代理人が陳述を行う場合は、その旨を記載した委任状を陳述までに監査委員に提出しなければならない。
- 3 陳述を行う者（以下「陳述人」という。）は、本人確認のため、受付において請求人等の住所・氏名等を陳述人受付簿に記入し、運転免許証等を提示しなければならない。
- 4 請求人等が複数の場合は、請求人が選出した代表者に陳述を行わせることができるものとし、陳述人は、氏名を告げてから陳述を行うものとする。
- 5 陳述は、監査委員の半数以上の出席により行うものとする。
- 6 陳述人は、監査委員の指示に従って陳述を行わなければならない。
- 7 陳述は、請求書記載事項を補足することを目的とし、その範囲内で行わなければならない。
- 8 陳述の時間は、概ね30分以内とし、陳述人が複数の場合は、合計で概ね1時間を超えないものとする。
- 9 監査委員は、陳述の記録を作成するため、陳述人に了解を求め陳述の内容をレコーダー等により録音する。
- 10 請求人は、口頭による陳述に代えて、陳述書により陳述することができる。この場合、陳述書は請求人全員が署名したものでなければならない。
- 11 陳述書は陳述日までに提出しなければならない。

(関係職員等の立会い)

第4条 監査委員は、請求人等の陳述を実施するときは、当該請求に関係のある市長その他の執行機関若しくは職員（以下「関係職員等」という。）を立ち合わせることができる。

2 監査委員は、次に掲げる場合には、立会いを制限することができる。

(1) 請求人等が関係職員等の立会いを望まない場合

(2) 陳述の円滑な実施の支障になると認められる場合

3 立会人は、本人確認のため、受付において所属・職名・氏名等を請求人陳述立会い受付簿に記入し、職員証等を提示しなければならない。

(関係職員等の陳述)

第5条 監査委員は、必要に応じて、関係職員等の陳述の聴取を行うものとし、陳述日を指定し、関係職員等に通知するものとする。

2 陳述は、関係職員等又はその代理人に行わせるものとする。ただし、代理人が陳述を行う場合は、その旨を記載した委任状を陳述までに監査委員に提出しなければならない。

3 陳述人は、本人確認のため、受付において所属・職名・氏名等を関係職員陳述人受付簿に記入し、職員証等を提示しなければならない。

4 陳述人は、所属・職名・氏名を告げてから陳述を行うものとする。

5 陳述は、監査委員の半数以上の出席により行うものとする。

6 陳述人は、監査委員の指示に従って陳述を行わなければならない。

7 陳述は、当該請求の内容に対する意見を主張することを目的とし、その範囲内で行わなければならない。

8 陳述の時間は、概ね30分以内とし、陳述人が複数の場合は、合計で概ね1時間を超えないものとする。

9 監査委員は、陳述の記録を作成するため、陳述人に了解を求め陳述の内容をレコーダー等により録音する。

10 関係職員等は、口頭による陳述に代えて、陳述書により陳述することができる。この場合、陳述書は関係職員等が署名したものでなければならない。

11 陳述書は陳述日までに提出しなければならない。

(請求人の立会い)

第6条 監査委員は、関係職員等の陳述を実施するときは、請求人等を立ち合わせることができる。

2 監査委員は、請求人等が多数で、請求人等全員が立ち会うことができないと認められるときは、立会いの人数を制限することができる。

3 監査委員は、次に掲げる場合には、立会いを制限することができる。

(1) 請求の内容が、第三者の個人情報に関するものである場合

(2) 関係機関における円滑な事務処理の推進等の観点から立会いが不適切と認められる場合

4 立会人は、本人確認のため、受付において住所・氏名等を関係職員陳述立会い受付簿に記入し、運転免許証等を提示しなければならない。

(陳述人の遵守事項)

第7条 陳述人は、静粛を旨とし、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 談笑、拍手その他陳述会場内の秩序を乱す行為をしないこと。

(2) 写真、ビデオ等の撮影及び録音を行わないこと。

(3) 陳述人席以外の場所に立ち入らないこと。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) その他監査委員が陳述の円滑な実施に必要と認めた事項

2 監査委員は、前項の規定に反する行為があったと認めるときは、必要な指示をするとともに、指示に従わず、陳述の円滑な実施が困難であると認められるときは、退場させ、又は陳述を中止することができる。

(立会人及び傍聴人の遵守事項等)

第8条 立会人及び陳述を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）は、静粛を旨とし、監査委員又は監査委員事務局職員の指示に従うとともに、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 陳述人を怖がらせ、又は威嚇するような行為をしないこと。

(2) 陳述に対して野次、拍手その他の方法により、賛否の表明をしないこと。

(3) 写真、ビデオ等の撮影及び録音を行わないこと。

(4) 所定の席以外の場所に立ち入らないこと。

(5) 飲食又は喫煙をしないこと。

(6) 陳述人、立会人又は傍聴人と意見交換等をしないこと。

(7) 談笑その他陳述会場の秩序を乱し、又は陳述の妨害となるような行為をしないこと。

2 監査委員は、前項の規定に反する行為があったと認めるとき、静粛を求め、又は必要な措置を指示するとともに、指示に従わない場合には退場を命じることができる。

(陳述の公開)

第9条 陳述は公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、非公開とすることができる。

(1) 請求人が陳述を傍聴されることを望まない場合

(2) 第4条第2項及び第6条第3項の規定により、監査委員が立会いを制限した場合

(3) 陳述会場の収容人員等の事情により、傍聴人を入れる余地がない場合

(4) その他非公開とする必要があると認める場合

2 陳述会場の都合により、傍聴人の人数を制限する場合には、先着順とする。

3 傍聴人は、事故等があったときのため、受付において住所・氏名等を住民監査請求陳述傍聴申出書に記入しなければならない。

(陳述会場への入室制限)

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、陳述会場に入室することができない。

- (1) 酒気を帯びている者
- (2) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者
- (3) プラカード、のぼり、旗その他陳述会場に持ち込むことが不適当な物品を携帯している者
- (4) 腕章、はちまき、タスキ等を着用又は携帯している者
- (5) その他陳述の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められる者

(報道関係者の取材)

第11条 報道関係者は、第9条第1項ただし書の規定により、陳述を非公開とした場合を除き、監査委員の許可を得て陳述会場に入室することができる。ただし、監査委員は、陳述会場の収容人員等の事情により、入室できる報道関係者の人数を制限することができる。この場合、入室できる報道関係者は、上尾記者クラブ加盟社を優先する。

2 報道取材をしようとする者は、受付において報道機関名・氏名等を報道機関取材受付簿に記入しなければならない。

(報道関係者の遵守事項)

第12条 報道関係者は、監査委員又は監査委員事務局職員の指示に従うとともに、陳述会場の秩序を乱し、又は陳述の円滑な実施の妨げとなるような行為をしてはならない。

2 報道関係者は、原則として、陳述が開始される前の指定された時間内に限り、監査委員の許可を得て、陳述会場内において写真等の撮影をすることができる。ただし、陳述人もしくは立会人が撮影を望まないとき、又は監査委員が陳述を行う上で支障があると認めるときは、監査委員は撮影を制限し、又は拒否することができる。

3 報道関係者は、陳述開始後、すべての電子機器を使用してはならない。

4 監査委員は、前3項の規定に反する行為があったと認めるときは、取材を拒否し、又は退場を命じることができる。

(記録の作成)

第13条 監査委員事務局長は、陳述の記録を作成するものとする。

2 陳述の記録は、陳述の概要を記した要点筆記とする。

3 陳述の記録は、代表監査委員の承認を得て確定する。

(その他)

第14条 この基準に定めのない事項は、監査委員の合議により、決定するものとする。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和元年11月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和3年8月1日から適用する。